

令和7年度 山形県の特別支援教育

～切れ目ない支援¹⁾によって障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す～



「雨はたのしいな」 山形県立山形養護学校 中学部重複学級2組のみなさん

【第4次山形県特別支援教育推進プラン】（令和5年度～5か年の具体的施策）



＜基本目標＞

- ◎ 特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ◎ 校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
- ◎ インクルーシブ教育システム²⁾への理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

＜施策の枠組み＞

- (1) 共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進
- (2) 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実
- (3) 小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
- (4) 特別支援学校における教育の充実
- (5) 社会参加に向けた支援の充実
- (6) 教員の専門性の向上



4次プラン
(山形県HP)

1) 切れ目ない支援

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

2) インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

第4次山形県特別支援教育推進プランの詳細については、県教育委員会のホームページをご覧ください。

特別支援学校での取組み

- ・ 特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。幼稚部や専攻科を設置している学校もあります。
- ・ 幼児児童生徒一人一人について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導を行っています。
- ・ 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮しています。



◇：寄宿舎設置校

☆：訪問教育実施校

－：設置無し

[令和7年5月1日現在]

対象とする 主たる 障がい種	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼児児童 生徒数	連絡先
視覚障がい	県立 山形盲学校 ◇	0	5	5	3	2	15 (16)	〒999-3103 上山市金谷字金ヶ瀬1111 TEL 023-672-4116
聴覚障がい	県立 山形聾学校 ◇	2	7	6	7	3	25 (26)	〒990-2314 山形市大字谷柏20 TEL 023-688-2316
知的障がい	県立 酒田特別 支援学校 ☆	聴覚	3	2	1	－	6 (7)	〒998-0005 酒田市宮海字新林307 (聴覚) TEL 0234-34-2019 (知的) TEL 0234-34-2026
		知的	－	40	24	33	97 (90)	
	県立 米沢養護学校 ◇ ☆ [R1～休舎] [R5就労コース開設]	－	48	30	総合コース 49 就労コース 23	－	203 (180)	〒992-0035 米沢市太田町四丁目1-102 TEL 0238-38-6101
	やまなみ学園分教室	－	5	2	－	－		〒993-0033 長井市今泉1812 TEL 0238-88-9118
	長井校（豊田小内） [H26開校] [H29中学部開設] [R5中学部西置賜校に移設]	－	29	－	－	－		〒993-0034 長井市歌丸976 TEL 0238-88-5277
	西置賜校 （長井南中学校地内） [H29開校] [R5中学部開設]	－	－	6	11	－		〒993-0014 長井市小出3770-1 TEL 0238-84-5520
	県立 新庄養護学校 ◇ ☆ [H29就労コース開設]	－	25	21	総合コース 26 就労コース 4	－	76 (82)	〒996-0002 新庄市大字金沢字金沢 1894-4 TEL 0233-22-3042
	県立 村山特別支援学校	－	70	55	67	－	231 (234)	〒990-2314 山形市大字谷柏元下谷柏43 TEL 023-688-2995
	山形校（山五小内） [H26開校]	－	13	－	－	－		〒990-0034 山形市東原町一丁目1-9 TEL 023-625-1006
	天童校（津山小内） [H26開校]	－	26	－	－	－		〒994-0022 天童市大字貫津591 TEL 023-651-1612
	県立 楯岡特別支援学校	－	37	31	40	－	162 (164)	〒995-0011 村山市楯岡北町一丁目8-1 TEL 0237-55-2994
	寒河江校（高松小内） [H26開校]	－	21	－	－	－		〒990-0525 寒河江市大字米沢643-2 TEL 0237-83-2955
	大江校（旧三郷小） [H27開校]	－	－	9	24	－		〒990-1111 大江町大字三郷丙1403-1 TEL 0237-85-0722
病 弱	県立 上山高等養護学校 ◇	－	－	－	60	－	60 (65)	〒999-3201 上山市宮脇600 TEL 023-672-3936
	県立 鶴岡高等養護学校 ◇	－	－	－	45	－	45 (46)	〒997-0834 鶴岡市稲生一丁目20-33 TEL 0235-22-0581
	県立 鶴岡養護学校 ◇ ☆	－	53	23	39	－	115 (131)	〒997-0047 鶴岡市大塚町5-44 TEL 0235-24-5995
	おひさま分教室 （こころの医療センター内） [H27開設]	－	2	1	－	－	3 (3)	〒997-0038 鶴岡市北茅原町13-1 TEL 0235-25-2240
	県立 山形養護学校 ☆	－	10	13	14	－	37 (40)	〒990-0876 山形市行才116 TEL 023-684-5722
肢体不自由	県立 ゆきわり養護学校 ◇	1	34	19	21	－	75 (77)	〒999-3145 上山市河崎三丁目7-1 TEL 023-673-5023
知的障がい	山形大学附属 特別支援学校	－	15	13	19	－	47 (50)	〒990-2331 山形市飯田西三丁目2-55 TEL 023-631-0918
	計	6 (10)	442 (432)	259 (264)	485 (499)	5 (6)	1197 (1211)	()：令和6年5月1日



1 通常の学級

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校では、特別支援教育コーディネーターの指名、校(園)内委員会の設置等の支援体制作りを進め、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通し、個に応じた指導に取り組んでおります。

また、組織としての取組みを重視し、学級経営等の工夫や授業改善を図っています。

通常の学級で学ぶ特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、子どもの実態や特性、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行っています。

2 特別支援学級

(令和7年5月1日現在)

特別支援学級は、障がいの程度が比較的軽い子どもたちを対象とし、市町村が、小・中学校に設置している学級です。

難聴、弱視、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの特別支援学級があります。

山形県では、特別支援学級の編制基準を平成25年度より、1学級8名から6名とすることとし、よりきめ細かな指導を行うことができるようにしています。

<特別支援学級のある学校数>

※国立・県立・分校等も含む

小学校 222校のうち207校に設置
(93. 2%)

中学校 97校のうち89校に設置
(91. 7%)

障がい種	学校	学級数	増減	児童生徒数	増減
知的障がい	小学校	282	+23	1049	+123
	中学校	114	+2	431	+16
	計	396	+25	1480	+139
肢体不自由	小学校	23	0	26	0
	中学校	10	+3	13	0
	計	33	+3	39	0
病弱・ 身体虚弱	小学校	34	-6	40	-7
	中学校	24	+4	31	+7
	計	58	-2	71	0
弱 視	小学校	3	-2	3	-2
	中学校	0	0	0	0
	計	3	-2	3	-2
難 聴	小学校	8	0	8	0
	中学校	4	-2	4	-2
	計	12	-2	12	-2
自閉症・ 情緒障がい	小学校	282	+15	1091	+107
	中学校	113	+2	413	+31
	計	395	+17	1504	+138
計	小学校	632	+30	2217	+221
	中学校	265	+9	892	+52
	計	897	+39	3109	+273

3 通級による指導（通級指導教室）

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、教科等については、大部分の授業を通常の学級で学習しながら、障がいに応じた特別の指導（自立活動の指導）を通級指導教室で受ける仕組みです。平成30年度より高等学校においても、通級による指導が制度上可能となり、8校に設置されています。

(令和7年5月1日現在)

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	巡回通級	計	増減
言語障がい	30校（小30、中0）	459名	603名		1062名	+5名
学習障がい等	40校（小23、中9、高8）	352名	19名	1名	372名	-23名
難聴、言語障がい	2校（山聾、酒特）※		9名		9名	-1名

※ 山聾、酒特は手続き中の児童を含む

就学にあたって・・・

障がいのある子どもの就学にあたっては、市町村教育委員会・特別支援学校等で教育相談を行い、子どもの実態を把握するとともに、保護者に情報を提供し、保護者の意見を十分に聴き取ります。そして、個々の教育的ニーズ、地域や学校の状況、教育の内容及び方法等について、教育や医学、心理学等の専門家の意見を聴き、市町村教育委員会が適切な就学先を総合的に判断して決定します。

「就学奨励費」について

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などがあります。

教育相談：保護者の方等の相談に応じます

障がいのある子どもの保護者が将来の見通しをもち、安心して子育てができるよう、育て方やよりよい教育の在り方等について相談を行っています。



地域教育相談窓口

担当者（幼児発達相談専門員）から、継続的な指導・相談が受けられます。詳細は、山形県ホームページに掲載のリーフレットをご覧ください。

【窓口開設日】

月・火・水 9:00～16:00（祝日を除く）

【窓口及び連絡先】

※お近くの相談窓口にお問い合わせください。

●東根市立東根小学校内

TEL 0237-42-3669

●新庄市立日新小学校内（月・水のみ）

TEL 080-9646-8842

●米沢市立万世小学校内

TEL 0238-28-0280

●置賜総合支庁西置賜地域振興局2階内

TEL 0238-87-8287

●鶴岡市立朝陽第二小学校内

TEL 0235-25-9460

●県教育センター内

（窓口時間 10:00～15:00）

TEL 023-654-6060



地域教育相談窓口
リーフレット

にここ相談

幼児児童とその保護者を対象に、生活面、学習面等での気になる様子や子育ての悩みについて、教育関係者が対面で相談を行います。気軽にご利用ください。

◇県内4地区の7会場で、年3回開催します。

継続して相談を受けることができます。

◇日程や申込期限は会場ごとに異なりますので、詳しくはホームページを確認いただくか、下記の担当へお問い合わせください。

【相談・申込み等お問い合わせ先】

県教育センター「にここ相談」

TEL 023-654-6060



にここ相談
リーフレット

県教育センター・特別支援学校での教育相談

県教育センター及び各特別支援学校では、随時、教育相談を行っています。県教育センター又は各特別支援学校にお問い合わせください。

学校・幼稚園等の先生方等を支援します

特別支援巡回相談事業

特別支援学校や小中学校の特別支援担当教員が、幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校の担当者を支援します。

【支援内容の例】

○子ども理解や支援方法 ○授業づくりや教育課程等について

○個別の教育支援計画の作成について ○各種研修会での講師依頼等

【お問い合わせ先】山形県ホームページ掲載のリーフレットを参照ください



巡回相談リーフレット

本件についてのお問い合わせ先

山形県教育局 特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL：023-630-2867

FAX：023-630-2774

その他の特別支援教育についての情報

山形県ホームページ

特別支援教育課

